

命 令 書 (写)

所在地 (省略)
申立人 M ユニオン
執行委員長 X 1

所在地 (省略)
被申立人 株式会社 M
代表取締役 Y 1

上記当事者間の滋労委平成18年(不)第4号M不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成19年9月5日第1238回公益委員会議において、会長公益委員遠藤幸太郎、公益委員富田光彦、同肱岡勇夫、同廣幡和子および同吉田和宏が合議のうえ、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合M分会員に対して組合脱退を条件とする利益供与の提示や利益の供与をするなどして申立人組合の活動に支配介入してはならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し速やかに下記の内容を記載した文書を手交しなければならない。

平成18年6月27日に当社が貴組合を脱退した者にストライキによりカットした賃金等を支払った行為は、滋賀県労働委員会によって労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

よって、再びこのような行為を繰り返さないようにします。

平成 年 月 日

Mユニオン

執行委員長 X 1 様

株式会社 M

代表取締役 Y 1



理 由

第 1 事案の概要および請求する救済の内容

1 事案の概要

本件は、Mユニオン（以下「組合」という。）から、株式会社M（以下「会社」という。）が組合のM分会員に対し組合からの脱退を条件にストライキによりカットした賃金ならびに皆勤手当（以下「カット分の賃金等」という。）を支払ったことなどが労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立のあった事件である。

なお、本件は期間雇用の外国人労働者に係る事案であり、当該外国人労働者の勤務場所は、滋賀県内の滋賀二事業所（A工業株式会社内）及び竜王工場である。滋賀二事業所には27名（内、外国人労働者20名）、竜王工場には9名（内、外国人労働者5名）の会社従業員が勤務しており、本件当時、組合M分会は滋賀二事業所の外国人労働者13名と竜王工場の外国人労働者3名により組織されていたものである。

2 請求する救済の内容（要旨）

- （1）脱退工作などの支配介入の禁止
- （2）謝罪・誓約文の掲示

第2 本件の争点

- 1 会社が、組合を脱退したX 4等9名に対し、カット分の賃金等に相当する金員を支払った事情は何か。
- 2 この金員の支払いおよびこれに関連する会社側の行為により、組合に対する支配介入の不当労働行為が成立するか否か。

第3 当事者の主張の要旨

1 申立人の主張

(1) 平成18年6月21日の話し合いについて

平成18年6月21日、会社の関西物流事業部事業部長兼執行役員であるY 2（以下「Y 2」という。）は、組合M分会副委員長であるX 2（以下、「X 2」という。）の求めに応じ話し合いの機会を持ち、同人らに対し、「組合を辞めたら会社はカット分の賃金等を支払う、脱退する者は27日に手続きをするから印鑑を用意しておくように。」と発言した。

(2) 平成18年6月23日の話し合いについて

平成18年6月23日、Y 2らは組合M分会の求めに応じ話し合いの機会を持ち、組合のM分会委員長であるX 3（以下、「X 3」という。）の「組合を辞めたい人がいるが、何をしてもらえるか。」との質問に対し、「組合を辞めたらカット分の賃金等を支払う。」と回答した。

また、Y 2は「交渉を何回やっても会社は回答しない。」、「ユニオン辞めて元に戻ろう。」などとも発言した。

しかし、結局、交渉は成立せず、X 3らはカット分の賃金等をもらって組合を脱退することに同意しなかった。

(3) 平成18年6月27日の組合脱退者に対する金銭の支払い等について

平成18年6月27日、午前9時頃、Y2、組合分会員のX4、X5が竜王工場に集まり打合せをし、午前10時以降、組合脱退希望者を2人ずつ呼び出して、便箋、封筒、脱退届の見本を用意のうえ脱退届の書き方を指導し脱退届を作成させた。

その後、会社側は、分会員らが脱退届を郵便ポストに投函したことを確認のうえ、カット分の賃金等を支払った。

(4) まとめ

以上の会社側の行為は、いずれも労働組合法第7条3号違反の不当労働行為にあたる。

なお、(1)(2)については、分会員の方から会社側に話し合いを求めたとしても、組合の本部を抜きに組合脱退に関わる話し合いをしたことは不当労働行為にあたる。

2 被申立人の主張

(1) 平成18年6月21日の話し合いについて

平成18年6月21日、Y2は、X2の求めに応じ話し合いの機会を持ち、X2から組合を脱退することを前提に執拗に解決金額の提示を求められたため、あくまでも一上司の個人的見解として、会社代理人が組合に提示した内容に沿って、カット分の賃金等を返還することは有り得るのではないかと回答した。

(2) 平成18年6月23日の話し合いについて

平成18年6月23日、Y2らは、X2らの求めに応じ話し合いの機会を持ち、Y2、Y3関西物流事業部滋賀二事業所長(以下「Y3」という。)、Y4竜王工場長が竜王工場で、X3、X2と午後0時30分頃から午後1時頃まで交渉した。

この交渉は、X2に加えX3までもが、組合本部を外して直接Y2と話し合いをしたいと申し出てきたことを受け行ったもので、Y2からX3に積極

的に話しを持ちかけたことはない。

Y 2 は、組合本部もこのことを黙示に承認しているものと思い、X 3 らの求めに応じ分会と紛争解決のための条件交渉をした。

この交渉の中で、X 3 は「賃上げ、一時金の支給および契約期間の拡張を条件に組合を脱退する。」と申し出たが、Y 2 が「そのような条件は承服できない。」と回答したところ、X 3 は「それでは交渉決裂である。」「分会組合員に組合活動を続行させる。」と発言した。

なお、この話し合い決裂の直後にX 4 分会員が突然、Y 2 のもとを訪れ、組合脱退を申し出てきた。脱退理由はX 4 分会員が組合に不信感を抱き、信頼関係が破壊されたことであった。

(3) 平成 1 8 年 6 月 2 7 日の組合脱退者に対する金銭の支払い等について

平成 1 8 年 6 月 2 7 日に会社が分会員に脱退届を作成させたという事実は無い。単に手伝いをしたまでである。

会社は、組合に愛想を尽かし脱退を意思決定したものの日本語がほとんど分からず困り果てていた外国人組合員から「組合を脱退したいがどうすればよいのか。そのやり方を教えてくれ。」と懇願されたため、やむを得ずその手伝いをしただけであり、会社が積極的に組合からの脱退を指導助言した訳ではない。

組合が、外国人をそそのかし生活苦に追い込んだ結果、分会員は組合に愛想を尽かして会社に救済を求めてきた。カット分の賃金等の支払いは、分会員救済のため、あくまで会社が経営判断で行ったものであり、組合が関与すべき事柄ではない。

(4) まとめ

以上の会社側の行為は、いずれも労働組合法第 7 条第 3 号の不当労働行為にあたらぬ。

M 分会員らは、組合本部から同分会ができれば実現すると言われていた賃上げ、一時金の創設、雇用期間の延長などが、ストライキを実施したにも拘わらず実現困難であることを知った。また組合本部から分会員には詳細な情報が開示されなかった。このようなことから、M 分会員、特に分会役員以外の者らは、組合本部に不信感を抱くようになり、また、組合員であることに

ついても疑問を抱くようになった。

そこで、最終手段として、分会員自らが会社に対し交渉を持ちかけたが、要求事項が実現されることはなかった。

このようなことから、役員以外の分会員らは組合活動に失望し、また、組合との信頼関係が破壊されたことから、自らの意思で脱退を決意したのである。

Y 2らは組合本部抜きに分会員らと話し合いの機会を持ち、組合脱退の手伝いをし、また脱退した者にカット分の賃金等の金銭を支払ったが、いずれも既に脱退を決意した分会員の求めに応じて行ったことであり労働組合法第7条第3号の不当労働行為にはあたらない。

第4 認定した事実

1 当事者等について

(1) 会社は、肩書地に本社を置き主に構内請負業を営む株式会社である。

従業員数は約440名で、代表取締役はY1である。

会社には全国に6カ所の営業所と24カ所の工場があり、滋賀県内にある滋賀二事業所には27名(内、外国人労働者20名)、同竜王工場には9名(内、外国人労働者5名)の従業員が勤務する。

【乙第1号証、当事者間に争いのない事実】

(2) 組合は、肩書地に事務所を置く個人加盟の労働組合である。

本件申立時の組合員数は約320名、この内株式会社Mの従業員は6名で、執行委員長はX1である。

【当事者間に争いのない事実】

2 本事件発生までの労使関係について(団体交渉の経過等)

(1) 平成 1 8 年 3 月 1 2 日、会社の滋賀二事業所及び竜王工場に勤務する外国人労働者 1 5 名は、労働条件の改善を目指し組合の M 分会を結成した。

同月 1 6 日、組合は会社に「労働組合加入通知」、「要求書並びに団体交渉申入書」を送付した。主な要求事項は、賃上げ、一時金の支給、雇用の安定化（2 ヶ月毎に更新されている雇用期間の延長）などであった。

【甲第 1 号証、甲第 2 号証、甲第 9 号証 p 3】

(2) 平成 1 8 年 3 月 2 0 日、会社側代理人は組合に上記 (1) の要求書に対する回答書を送付した。

回答書の内容は、組合の要求事項であった賃上げや一時金の支給、雇用の安定化等については応じられないというものであった。

【甲第 3 号証】

(3) 平成 1 8 年 4 月 5 日、京都市のホテル B において第 1 回団体交渉が開催された。

組合側の出席者は、X 6 副委員長、X 7 書記長、M 分会役員ら 1 0 名、会社側の出席者は、代理人の Y 5 弁護士、Y 6 弁護士、Y 2、Y 3、Y 7 本部総務課長、Y 4 竜王工場長であった。

会社側の回答内容は、組合の要求事項であった賃上げや一時金の支給、雇用の安定化等については応じられないというものであった。

【甲第 1 0 号証 p 2、乙第 1 号証 p 2】

(4) 平成 1 8 年 5 月 2 5 日、近江八幡市のホテル C において第 2 回団体交渉が開催された。

組合側の出席者は、X 7 書記長と M 分会役員ら約 1 0 名、会社側の出席者は前回と同様であった。

会社側の回答内容は、前回と同様であり、組合の要求事項であった賃上げや一時金の支給、雇用の安定化等については応じられないというものであった。

【甲第 1 0 号証 p 2、乙第 1 号証 p 2、公知の事実】

(5) 平成18年5月31日、組合M分会は要求実現を目指し終日ストライキを実施した。

後日、会社は給料の支給に際し、この日ストライキに参加した分会員の賃金をカットした。また、このことにより皆勤手当も支給しなかった。

なお、分会員達はストライキにより賃金がカットされることは事前に承知していた。

【甲第10号証p3、甲第9号証p4、第1回審問X2証言p8】

(6) 平成18年6月5日、D会館において第1回事務折衝が開催された。

組合側の出席者は、X7書記長、会社側の出席者は、代理人のY5弁護士、Y6弁護士であった。

会社側が解決金による紛争解決を提案し、組合側は「解決金が今次春闘に対するものであり、次年度もまた交渉を継続するという内容であれば検討してもよい。」などと回答した。会社側は持ち帰って検討することとした。

【甲第10号証p3】

(7) 平成18年6月16日、D会館において第2回事務折衝が開催された。

組合側の出席者は、X7書記長、会社側の出席者は、代理人のY5弁護士、Y6弁護士であった。

会社側の回答は「組合のストライキなどでかかった費用の半額を解決金として支払う。次年度も改めて協議するという提案は同意できない。あくまでも全て解決するという内容であれば解決金を支払う。」というものであった。

組合側は納得せず、事務折衝は物別れに終わった。

【甲第10号証p3～p4】

3 会社が組合脱退者に金銭を支払った経緯について

(1) 平成18年6月20日、X2はY2に話し合いをもちかけ、滋賀二事業所

の13名の分会員は解決金を貰えたら全員組合を脱退する意思があると申し出た。この場には、分会員のX4、X5、X8も同席していた。

この日の話し合いをするにあたり、X2は滋賀二事業所の分会員とは事前に相談していたが、X3や組合本部には相談してなかった。

Y2は本社と相談すると答え、翌日改めて話し合いの場を持つこととなった。

【乙第1号証p2～p3、第1回審問X2証言p10～p14】

(2)平成18年6月21日、Y2が本社に相談したところ、本社は、この件についてはY2に任せる旨回答した。

本社から分会への対応を任されたY2は、X2に、組合を脱退した者にはカット分の賃金等の全額を支払うと回答した。

X2は、この回答内容を分会員に伝え、23日までに分会員の反応や組合を脱退する者の名前を教えるとY2に言った。この場には、分会員のX4、X5も同席していた。

【乙第1号証p3～p4、第2回審問Y2証言p29～p31】

(3)平成18年6月23日、X3とX2は分会員を代表してY2と話し合いを持った。両名とも組合本部には相談していなかった。

X3が「組合を辞めたい人がいるが、何がして貰えるのか。」と聞いたところ、Y2は、「組合を脱退した者にはカット分の賃金等の全額を支払う。」と回答した。

X3が「賃上げ、一時金の支給および契約期間の拡張を条件に組合を脱退する。」と申し出たが、Y2がこの申し出を拒否したため、話し合いは決裂し、何の合意もされなかった。

この場には、Y3、Y4竜王工場長も同席していた。

【甲第9号証p5、乙第1号証p4～p5、第1回審問X2証言p15～p16、第2回審問X3証言p17、p21、第2回審問Y2証言p33～p34】

(4)平成18年6月23日の話し合い決裂後、同日午後4時前頃に分会員のX4がY2のもとを訪れ、組合を脱退する旨を告げた。また、この数時間後に

4名の分会員が同様の行動をとった。更に、同月26日に3名、27日に1名の分会員が同様の行動をとった。

なお、X3は、この内2名の分会員が脱退することは事前に知っていたが、それぞれ事情もあることであり脱退は本人の自由と考え、脱退を止める働きかけはしなかった。

【甲第9号証p5、乙第1号証p5、第2回審問X3証言p22】

(5)平成18年6月27日、Y2らは、滋賀二事業所に勤務する組合脱退希望者を2人ずつ車で竜王工場の事務所に運んだ。

組合脱退希望者は、Y2らの準備した見本、便箋等により脱退届を作成し、Y2らの準備した封筒に入れた。

その後、Y3が組合脱退希望者を近くの郵便ポストまで車で送り、組合脱退希望者は脱退届をポストに投函し、Y3とともに竜王工場の事務所に戻った。Y2らは、脱退届をポストに投函した分会員に対し、カット分の賃金等に相当する金銭を支払い、これを受領した分会員たちは受領書に押印した。

【乙第1号証p6、甲第9号証p6、第2回審問Y2証言p49～p51】

(6)平成18年6月28日および29日、M分会の9名の分会員からの脱退届が組合本部に配達された。

【甲第6号証、甲7号証、当事者間に争いのない事実】

第5 当委員会の判断

1 不当労働行為の成否について

(1)平成18年6月20日X2らがY2のもとを訪れて解決金を貰えれば滋賀二事業所に勤務する分会組合員全員が組合を脱退しようとしているとして話し合いを申し入れてきたことに対し、Y2は、同月21日及びそれ以降、組

合を脱退した分会員にはカット分の賃金等を支給すると回答した。このことについて、会社はY2の対応はあくまで一上司として個人的見解を示したに過ぎないと主張する。

しかし、Y2は関西物流事業部事業部長兼務執行役員として竜王工場・滋賀二事業所で働く会社従業員の労務管理の責任者であることに鑑みればY2の個人的見解を示したに過ぎないとは認めがたい。また、Y2は同月20日X2らの申し入れを受けてその対応について本社と相談したところ「私(Y2)に任せる」との指示を受けた。Y2は、同月21日以降、その本社の指示に基づき組合脱退を条件とする金銭支給を提示するなどX2ら分会員と話し合いをしているのであるから、同月21日以降のY2らの一連の行為が会社の指示と意思に基づくことは明白である。

(2) 前項の申し入れをしたX2がM分会副分会長であることから、同月20日の時点でY2がX2らの行動をM分会(滋賀二事業所分会員)を代表しての行動と思ったことは肯けないことはない。

しかし、同月21日、X2が、Y2から組合を脱退すればカット分の賃金等が支給されるとの条件提示を受けて、他の分会員にその話を伝達して同月23日までに組合を脱退する者すなわちその条件提示を受け入れる者の名前をY2に教えると言った事実が認められる。X2とY2の上記言動に照らすと、X2はM分会という組合組織を代表して行動しているのではなく、会社と会社の条件提示を受け入れる個々の分会組合員の仲介役的な行動を取っていると評価できるのであり、Y2がX2らの同月21日及びそれ以降の行動について分会組織を代表しているものと認識していたとは認められない。

また、会社は、X2がM分会副分会長であること及び同月23日交渉に参加したX3が同分会長であることから、Y2は組合本部の黙示の承認があったものと思って紛争解決のための条件交渉をしたと主張する。

しかし、X2らのY2に対する組合脱退を前提とする解決条件の提示の申し入れが組合本部の方針に沿うはずがなく、Y2がX2らの行動について組合本部の黙示の承認の下に行われていると考えていたとは認めがたい。

なお、同月23日X3(分会長)が参加して行われたY2らとの話し合いはその場で決裂した。そして、X2もX3も解決条件を受け入れず、組合を脱退していない。したがって、組合脱退を前提にした解決条件に関するそれ

以後の分会員らとY 2らとの話し合いが組合本部は無論のことM分会の方針にも反することが明白である。

(3) X 4、X 5ら9名の組合脱退意思と脱退手続及びカット分の賃金等の支給などについて

ア X 4は6月20日、同月21日X 2に同行してY 2との話し合いに立会い、Y 2がX 2に示した条件を知ることになった。

X 5は同月21日X 2、X 4に同行してY 2との話し合いに立会い、Y 2がX 2に示した条件を知ることになった。

その他の分会員らはX 2らを通じてY 2が示した条件を知ることになったと推認できる。

同月23日X 3とY 2の話し合いの決裂後、同日午後4時前頃X 4はY 2のもとを訪れた。その数時間後、さらに4名の分会員、同月26日3名の分会員、同月27日1名の分会員がY 2のもとを訪れた。X 4ら9名の分会員はY 2に対し「組合から脱退する。」旨のことを言った。

会社は、組合と分会員特に一般分会員との間の信頼関係が破壊されていたことから自らの意思で脱退を決意したもので、既に脱退を決意した分会員の求めに応じてカット分の賃金等を支払っても支配介入に当たらないと主張する。

確かに、脱退した9名の分会員のうち、X 4、X 5は家庭の事情や経済的事情などからストライキを含む組合の方針に付いていけない気持ちを他の分会員と比較して強く持っていたことが伺える。しかし、X 2が滋賀二事業所の分会員13名と相談して組合を脱退すれば会社は何をしてくれるかをY 2のところ尋ねに行ったとき、X 4もX 5も未だ会社の対応如何に拘わらず直ちに組合を脱退する意思を固めてはいなかったものと認められる。まして、その余の7名の分会員がその時点で脱退意思を固めていたとは認められない。もし、X 4ら9名の分会員がY 2が示した解決条件如何に拘わらず組合に対する信頼を完全に喪失して組合脱退意思を固めていたとするならば、Y 2のもとを訪れるまでに組合本部または分会との間で脱退手続を済ませているはずである。同月23日の話し合いの決裂後同月27日までの間にX 4ら9名の分会員がY 2のもとを訪れたのは、脱退手続の教示を受けるためであると

の事情を否定できないが、それは付随的事情に過ぎない。X 4ら9名の分会員の行動は、Y 2に脱退意思を表明することによりY 2が分会員らに示した解決条件を受け入れてカット分の賃金等の支払いを受けることを目当てにした行動であると認めるのが相当である。結局、X 4ら9名の分会員はY 2が提示した解決条件を受け入れてカット分の賃金等の支払いを受けるために組合脱退意思を固めたものと認められる。

仮に、会社が既に自己の意思で脱退手続を済ませた分会員に対してカット分の賃金等の支払いをした場合であっても、その支払いに合理的な理由がない限り、脱退組合員に対する一定の利益供与は、脱退しない組合員に対して脱退意思を誘発させる行為でもあり組合に対する支配介入になる。

もっとも、X 2（副分会長）、X 3（分会長）がY 2から示された解決条件に対して分会として組織的に対応し同条件を受け入れて、脱退意思を有する分会員が組合を脱退することを決議し、組合本部の承認を得て同条件受け入れの手続きを進めた場合には支配介入にならない。しかし、本件でX 4ら9名の分会員がカット分の賃金等の支払いを受けるために組合を脱退することを組合が承認していないことは明白である。また、仮にそのことを組合に諮ったとしても組合の承認が得られるはずがないことも明白である。

イ 6月27日、X 4らは会社の自動車に乗せられて順次滋賀二事業所から竜王工場内会社事務所に移動し、会社が用意した用紙で脱退届を作成し同じく会社が用意した封筒に入れてY 3が運転する自動車に乗せてもらって郵便ポストに投函し、再度竜王工場内事務所に戻ってカット分の賃金等の支払いを受けた。

会社はX 4ら分会員の脱退届の作成と封筒の投函に関与したことについて、日本語が殆ど分からず困っていた外国人組合員の脱退届の手続きの手伝いをしただけであると主張するが、この会社の行為は、同月21日、23日に会社がX 2らに示していたカット分の賃金等の支給の条件である組合脱退を見届ける行為にほかならない。そして、封筒の投函後竜王工場内事務所に戻ってカット分の賃金等の支払いをしたのは、会社が6月21日以来X 2らに示していたカット分の賃金等の支給の条件が成就したためである。このことについて会社は分会員救済のための経営判断と主張するが、組合脱退の手続きを終えたX 4ら9名の分会員だけにカット分の賃金等を支払う合理的な理由

はない。

(4) 結論

もとより、使用者が労働組合員の組合活動や組合加入または組合脱退に影響を及ぼす行為をすることは、労働組合に対する支配介入にあたることはいうまでもない。

本件で、会社がX2らに対し組合を脱退した分会員にはカット分の賃金等を支払うという条件を提示したこと、及び、その条件を受け入れて組合を脱退したX4ら9名にカット分の賃金等を支払ったことは、条件を提示されたり支払を受けた分会員のみならずその他の分会員の組合活動（組合を脱退するか否かの判断を含む）に影響を及ぼす行為であり、組合に対する支配介入にあたるといわざるを得ない。

2 救済方法および法律上の根拠

(1) 以上により、会社の行為は労働組合法第7条3号の支配介入に該当するので同法第27条の12及び労働委員会規則第43条に基づき主文第1項のとおり命じることとし、あわせて主文第2項のとおり文書の手交を命じる。

(2) 支配介入にあたる会社の行為が、分会員多数の意向に基づくX2らの申入れに誘発された事情に鑑みると支配介入の態様・程度は強いものとは言えない。しかし、平成18年6月27日、会社が分会員らを順次竜王工場内会社事務所に自動車で送迎し、脱退届の用紙、封筒を用意して脱退届の作成手続きに協力し脱退届在中の封筒の投函を見届けたうえカット分の賃金等を支払ったことなど、分会員の脱退手続きに積極的に関与した事実が認められる。この事情に照らして、会社が残りの分会員らに対し再度同様の行為を繰り返す虞れがないとは言えない。よって、主文第1項のとおり命令するのが相当である。

なお、組合は謝罪文の掲示を求めるが、主文第2項の日本語の文書を会社

から組合に手交するを以ってたりるものであり、A工場の正門付近に掲示することまで命じるのは相当ではない。

平成19年9月5日

滋賀県労働委員会
会長 遠藤幸太郎